

(答申第169号)

答 申

第1 岐阜県情報公開審査会の結論

岐阜県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和4年6月19日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

岐阜高等学校、長良高等学校及び岐山高等学校（以下「当該対象校」という。）に関し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症予防法」という。）等の規定に基づいて令和3年4月1日から令和3年7月31日までに職員及び生徒を対象に実施したいいわゆる健康診断について、感染症予防法第53条の7第1項の規定に基づいて、岐阜市保健所に令和3年8月10日までに提出した感染症予防法施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下、「規則」という。）第27条の5第1項各号に関する資料

2 実施機関の決定

実施機関は、請求内容に合致する公文書を取得又は作成していないとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、令和4年7月6日付け教職第390号・体健第343号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として令和4年7月9日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和4年7月20日付け教職第432号・体健第382号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開すると

の裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

結核とは、感染症予防法第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。感染症予防法第53条の2第1項において、

- ・労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第13章において「事業者」という。）学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は（中略）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

とされている。3つの高等学校は、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）」であり、各学校長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。感染症予防法施行令（平成10年政令第420号。以下「施行令」という。）第12条第1項で、具体的に、

- ・感染症予防法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第2号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度
 - 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度

と列挙されている。つまり、3つの高等学校の教職員及びいわゆる1年生の生徒に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を高等学校の学校長が実施しなければならない。

感染症予防法上の健康診断を実施した場合、感染症予防法第53条の7第1項として、

- ・健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

とされている。そして、対象文書は規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、

- ・定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び感染症予

防法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項について同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

とされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、岐阜市の保健所あてに提出すべき文書である。とりわけ、いわゆる1年生の生徒を対象にした規則第27条の2第1項の「喀痰（かくたん）検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」は、一般的に、年度の初期に、すなわち、令和3年4月1日から令和3年5月31日までには、実施されているものと予想している。よって、感染症法施行規則第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料は、法定の提出期限である令和3年6月10日までには、岐阜市の保健所に提出されているはずである。むしろ、令和3年8月10日までに提出されていないとは到底信じがたい。よって、行政処分の「公開をしない理由」の主張は、合理的でない。すなわち、行政処分では、対象文書の特定が不十分である。

以上から、行政処分及び「公開をしない理由」の提示は法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第16条「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがたい。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

本件公開請求書に記載の当該対象校の生徒に対しては、令和3年4月26日から令和3年5月25日までの間に結核に係る定期の健康診断を実施しているが、その健康診断の結果は、県教育委員会が当該対象校を含む全県立学校分を取りまとめたうえで、令和4年3月25日に令和3年度実施分を一括して知事に報告している。同じく職員に対して実施した健康診断の結果についても、生徒の健康診断の結果と同様の方法で、令和4年3月25日に県教育委員会から知事に報告している。

以上から、当該対象校は令和3年8月10日までに岐阜市保健所に対して健康診断の結果を提出しておらず、本件請求の内容に合致する公文書を取得または作成していないことによる不存在である。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 当事者の主張

審査請求人は、当該対象校の各学校長は感染症予防法の規定に基づき、教職員及び1年生の生徒に対し、健康診断を実施する義務があり、健康診断実施月を含む月の翌月10日までに、岐阜市の保健所あてに提出すべき文書であることから、本件公開決定に係る行政処分について、対象文書の特定が不十分であると主張している。

これに対し、実施機関は、感染症予防法に基づく健康診断は実施しているものの、その報告は、実施機関において全県立学校分を取りまとめたうえで、年度末に知事へ報告しており、本件請求に合致する公文書を取得又は作成していないことによる不存在であると主張している。

2 対象公文書の特定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2及び第53条の7、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5の規定により、学校の長は、学校の業務に従事する者に対しては毎年度、生徒に対しては入学した年度に、健康診断を実施しなければならないが、定期の健康診断及び診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、翌月の10日までに、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告しなければならないとされている。

審査会が実施機関から聴取したところによれば、県立学校においては、生徒に対する健康診断は、毎年6月30日までに行うこととされており、本件公開請求の対象となる3校についても、令和3年5月25日までに健康診断を実施済みであり、職員の健康診断は、5月から2月までに実施している。

県立学校を所管する実施機関では、各学校における健康診断の適正実施の状況把握を目的に、従前から、各学校に対して、健康診断の実施状況について報告を求めるとともに、管下の学校分をとりまとめたうえで、年度末に、知事（保健担当部局）へ報告する事務処理を行ってきた。

実施機関が、知事に対し、全県立学校における健康診断の実施状況を報告した公文書の保存期間は、5年となっており、現在確認可能な最も古い記録についても、令和3年度と同様の方法で報告を行っており、どのような経緯で、実施機関が各学校の健康診断に関する情報を集約し、知事に報告する方法に至ったかについては確認することができなかった。

なお、現在は、事務処理を見直し、当該対象校を含む全ての県立学校における生徒及び職員の健康診断に関する情報について、毎月、各所轄の保健所長に報告する方法に改めるよう全県立学校に通知済みであるとのことであった。

審査会が見分したところによると、請求対象となる令和3年4月1日から令和3年8月10日までに実施された当該対象校における健康診断実施に関する情報は、他の県立学校の情報とともに一覧表として、令和4年3月25日に知

事に報告されており、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見られない。

以上のことから、本件公開請求に対する対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が岐阜県情報公開条例第12条第3項の規定により「請求内容に合致する公文書を取得又は作成していない」旨の理由を記載したうえで、本件処分を行ったことは、妥当である。

3 結論

以上により、「第1 岐阜県情報公開審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

条例第1条は、「県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現すること」を本条例の目的として定めている。

情報公開制度が適正に運用されるためには、その前提として、事務処理が適正に行われることが不可欠であるところ、審査の過程において、実施機関からは、関係法令の規定と異なる事務処理が行われていた経緯について、合理的な理由の説明はなかった。

一方、実施機関からは、本件公開請求を受けたことを機に、法令に規定する本来の事務処理に是正するとの説明を受けたところであるので、今後とも県民に対する説明責任を果たし、県政に対する理解と信頼を深められるよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和4年7月20日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年9月1日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和4年10月31日 （第182回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和4年11月29日 （第183回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和4年12月26日 （第184回審査会）	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)